

随意契約の結果

【令和 8年 4月分】機構支援業務等

独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当者の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
令和8年度昇降機保守管理業務 (その2)	契約担当役 西日本支社長 高原 功 大阪府大阪市北区梅田1-13-1	令和8年4月1日	(株)日立ビルシステム 東京都千代田区神田淡路町 2-101	2010001027031	241,665,600円	234,643,200円	97.1%	本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された昇降機に係る点検、調整、修理又は取替え等の業務である。当該設備は、不特定多数が常時利用し、不適切な保守管理により人身事故も発生し得る設備であるため、最通者による管理が必須である。当該業者は、当該昇降機の工事施工者系列の保守管理会社であり、一般的な知識のみならず、当該昇降機の構造や特性等を熟知しており、不具合等を未然に防止できる保守管理方法を最も確立している者である。また、故障等が発生した場合は、迅速、的確な対応も可能であることから、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
令和8年度昇降機保守管理業務 (その3)	契約担当役 西日本支社長 高原 功 大阪府大阪市北区梅田1-13-1	令和8年4月1日	東芝エレベーター(株) 神奈川県川崎市幸区堀川町 72-34	5010701006785	132,990,000円	128,502,000円	96.6%	本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された昇降機に係る点検、調整、修理又は取替え等の業務である。当該設備は、不特定多数が常時利用し、不適切な保守管理により人身事故も発生し得る設備であるため、最通者による管理が必須である。当該業者は、当該昇降機の工事施工者系列の保守管理会社であり、一般的な知識のみならず、当該昇降機の構造や特性等を熟知しており、不具合等を未然に防止できる保守管理方法を最も確立している者である。また、故障等が発生した場合は、迅速、的確な対応も可能であることから、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
令和8年度昇降機保守管理業務 (その5)	契約担当役 西日本支社長 高原 功 大阪府大阪市北区梅田1-13-1	令和8年4月1日	日本エレベーター製造 (株) 東京都千代田区岩本町1-1-5	8010001032926	85,232,400円	82,407,600円	96.7%	本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された昇降機に係る点検、調整、修理又は取替え等の業務である。当該設備は、不特定多数が常時利用し、不適切な保守管理により人身事故も発生し得る設備であるため、最通者による管理が必須である。当該業者は、当該昇降機の工事施工者系列の保守管理会社であり、一般的な知識のみならず、当該昇降機の構造や特性等を熟知しており、不具合等を未然に防止できる保守管理方法を最も確立している者である。また、故障等が発生した場合は、迅速、的確な対応も可能であることから、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
令和8年度昇降機保守管理業務 (その8)	契約担当役 西日本支社長 高原 功 大阪府大阪市北区梅田1-13-1	令和8年4月1日	三精テクノロジー(株) 大阪府大阪市淀川区宮原4-3-29	3120901006634	91,119,600円	86,856,000円	95.3%	本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された昇降機に係る点検、調整、修理又は取替え等の業務である。当該設備は、不特定多数が常時利用し、不適切な保守管理により人身事故も発生し得る設備であるため、最通者による管理が必須である。当該業者は、当該昇降機の工事施工者系列の保守管理会社であり、一般的な知識のみならず、当該昇降機の構造や特性等を熟知しており、不具合等を未然に防止できる保守管理方法を最も確立している者である。また、故障等が発生した場合は、迅速、的確な対応も可能であることから、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
令和8年度昇降機保守管理業務 (その6)	契約担当役 西日本支社長 高原 功 大阪府大阪市北区梅田1-13-1	令和8年4月1日	フジテック(株) 東京都港区白金1-17-3	3160001009212	141,424,800円	137,689,200円	97.4%	本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された昇降機に係る点検、調整、修理又は取替え等の業務である。当該設備は、不特定多数が常時利用し、不適切な保守管理により人身事故も発生し得る設備であるため、最通者による管理が必須である。当該業者は、当該昇降機の工事施工者系列の保守管理会社であり、一般的な知識のみならず、当該昇降機の構造や特性等を熟知しており、不具合等を未然に防止できる保守管理方法を最も確立している者である。また、故障等が発生した場合は、迅速、的確な対応も可能であることから、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				

随意契約の結果

【令和 8年 4月分】機構支援業務等

独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
令和8年度昇降機保守管理業務 (その10)	契約担当役 西日本支社長 高原 功 大阪府大阪市北区梅田1-13-1	令和8年4月1日	ダイコー (株) 東京都港区芝大門1-1-1	1010401016378	4,382,400円	4,290,000円	97.9%	本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された昇降機に係る点検、調整、修理又は取替え等の業務である。当該設備は、不特定多数が常時利用し、不適切な保守管理により人身事故も発生し得る設備であるため、最適者による管理が必須である。当該業者は、当該昇降機の工事施工者系列の保守管理会社であり、一般的な知識のみならず、当該昇降機の構造や特性等を熟知しており、不具合等を未然に防止できる保守管理方法を最も確立している者である。また、故障等が発生した場合は、迅速、的確な対応も可能であることから、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
令和8年度昇降機保守管理業務 (その1)	契約担当役 西日本支社長 高原 功 大阪府大阪市北区梅田1-13-1	令和8年4月1日	三菱電機ビルソリューションズ (株) 東京都千代田区有楽町1-7-1	5010001030412	462,356,400円	453,948,000円	98.2%	本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された昇降機に係る点検、調整、修理又は取替え等の業務である。当該設備は、不特定多数が常時利用し、不適切な保守管理により人身事故も発生し得る設備であるため、最適者による管理が必須である。当該業者は、当該昇降機の工事施工者系列の保守管理会社であり、一般的な知識のみならず、当該昇降機の構造や特性等を熟知しており、不具合等を未然に防止できる保守管理方法を最も確立している者である。また、故障等が発生した場合は、迅速、的確な対応も可能であることから、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
令和8年度昇降機保守管理業務 (その4)	契約担当役 西日本支社長 高原 功 大阪府大阪市北区梅田1-13-1	令和8年4月1日	日本オーチス・エレベータ (株) 東京都中央区新川2-27-1	9010001075825	273,451,200円	262,653,600円	96.1%	本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された昇降機に係る点検、調整、修理又は取替え等の業務である。当該設備は、不特定多数が常時利用し、不適切な保守管理により人身事故も発生し得る設備であるため、最適者による管理が必須である。当該業者は、当該昇降機の工事施工者系列の保守管理会社であり、一般的な知識のみならず、当該昇降機の構造や特性等を熟知しており、不具合等を未然に防止できる保守管理方法を最も確立している者である。また、故障等が発生した場合は、迅速、的確な対応も可能であることから、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				